

総括安全衛生管理者の設置に関する規程

平成18年神奈川県警察本部訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、神奈川県警察における総括安全衛生管理者の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(総括安全衛生管理者の設置)

第2条 神奈川県警察に、総括安全衛生管理者を置き、警務部長をもって充てる。

(総括安全衛生管理者の任務)

第3条 総括安全衛生管理者は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第10条第1項各号に掲げる業務を統括管理すること。
- (2) 前号のほか、警察職員（以下「職員」という。）の安全管理及び衛生管理に関し、警察本部長が必要と認めること。

2 総括安全衛生管理者は、前項に規定する任務を行うため、必要な措置をとり、又はこれを他の職員に行わせることができるものとする。

(実施細目)

第4条 この訓令に定めるもののほか、職員の安全管理及び衛生管理に関し必要な事項については、別に定める。

附 則 （略）